

歯科 疑義解釈通知および 一部訂正通知の抜粋

初・再診料：初診料

問 4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において、歯周病安定期治療を行う場合は、歯周病安定期治療（Ⅱ）により行う必要があるのか。

答 患者の状況に応じて、患者ごとに歯周病安定期治療（Ⅰ）または歯周病安定期治療（Ⅱ）のいずれかを選択して差し支えない。なお、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出を行う以前に歯周病安定期治療（Ⅰ）を算定していた場合については、施設基準の届出後に歯周病安定期治療（Ⅱ）に移行しても差し支えない。

問 6 「疑義解釈資料の送付について」（平成 20 年 5 月 9 日事務連絡）にて、歯科外来診療環境体制加算の施設基準の要件となっている研修は届出日から 3 年以内、在宅療養支援歯科診療所の届出日から 4 年以内のものとされているが、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の要件となっている研修は、いつ頃に開催された研修をいうのか。

答 ① 現在、外来環、在宅療養支援歯科診療所の両施設基準とも届出を行っておらず、今回かかりつけ歯科医機能強化型診療所の施設基準の届出を行う場合は、いずれの研修についても届出日から 3 年以内のものをいう。② 現在、外来環および在宅療養支援歯科診療所の両施設基準の届出を行っており、研修の要件を満たしている場合は、年数を問わない。③ 外来環または在宅療養支援歯科診療所のいずれかについて届出を行っており研修の要件を満たしている場合は、届出を行っていない施設基準の研修について届出日より 3 年以内のものとする（在宅療養支援歯科診療所についても 3 年以内）。

医学管理：歯科疾患管理料

問 8 歯科疾患管理料において、例えばブリッジを製作する場合で傷病名が MT のみの患者は対象となるのか。

答 対象となる。

医学管理：歯科衛生実地指導料

問 11 歯科衛生実施指導料において、「ブラークチャート等を用いたブラークの付着状況の指摘」とされたが、ブラークチャー

ト以外の方法でブラークの付着状況を指摘してもよいのか。

答 ブラークチャートを使用しなくても、例えば口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに映す、デジタル写真を活用する等によりブラークの付着状況が確認できれば差し支えない。

在宅医療：歯科訪問診療料

問 14 在宅歯科医療を専門で行う歯科診療所以外の歯科診療所で、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っていない歯科診療所が歯科訪問診療を行う場合は、歯科訪問診療料の注 13 に関する施設基準の届出（様式 21 の 3 の 2）による届出を行わないと歯科訪問診療 1、2 または 3 の算定ができないのか。

答 貴見のとおり。平成 29 年 3 月 31 日までに届出を行うことが必要。なお、この場合において、歯科訪問診療の実績が 0 人であっても差し支えない。

在宅医療：在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

問 21 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は、無歯顎者も対象になるのか。

答 摂食機能療法の対象となる患者については対象となる。

検査：歯周病検査

問 25 混合歯列期において、歯周基本検査で算定した場合に、算定する区分の歯数に含まれない乳歯に対しても歯周病検査は必要か。

答 乳歯も含めて、1 口腔単位で歯周基本検査を行うことが必要である。

検査：歯冠補綴時色調採得検査

問 27 支台歯の隣在歯に天然歯がなく、対合歯にのみ天然歯がある場合は算定して差し支えないか。

答 色調の比較が可能な場合であれば、算定して差し支えない。

処置：歯周病安定期治療（Ⅰ）、歯周病安定期治療（Ⅱ）

問 29 歯周病安定期治療（Ⅰ）、歯周病安定期治療（Ⅱ）の管理計画書の様式は歯科疾患管理料の文書提供加算時の文書に準じたもので差し支えないか。また、その場合、初回用または継続用のどちらを使用すればよいのか。

答 必要に応じて、歯科疾患管

理料の初回用または継続用の様式を使用して差し支えない。

問 31 歯周病安定期治療（Ⅱ）は、口腔内カラー写真の撮影を行った場合に算定することとされたが、毎回全顎撮影を行うのか。

答 1 回目は全顎の口腔内カラー写真の撮影を行い、2 回目以降は管理の対象となっている部位の撮影を行う。

問 32 歯周病安定期治療（Ⅱ）を開始する際の歯周病検査は歯周病精密検査を行うこととされ、同月に歯周病精密検査は算定できない取扱いとされたが、算定はどのように行えばよいのか。

答 例えば、① 4 月に歯周病精密検査を行い、その日から歯周病安定期治療（Ⅱ）を行う場合② 4 月に歯周病精密検査を行い、4 月の他日から歯周病安定期治療（Ⅱ）を行う場合については、4 月は歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定を行い、歯周病精密検査は算定できない。また、4 月に歯周病精密検査を行い、5 月から歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定を開始する場合については、4 月に歯周病精密検査を算定して差し支えない。

手術：抜歯手術

問 34 乳歯に対して難抜歯加算を算定して差し支えないか。

答 乳臼歯の歯根が後継永久歯の歯根を包み込んでおり、抜歯が必要と判断し、歯根分離をして乳臼歯を抜歯した場合および骨癒着が著しく、骨の開削または歯根分離術を行う必要性が認

められる場合に限っては算定して差し支えない。なお、算定に当たっては、診療報酬明細書の「処置・手術」欄の「その他」欄に「難抜歯加算」と記載し、点数および回数を記載する。

歯冠修復および欠損補綴：支台築造

問 38 後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対する全部金属冠の歯冠形成、硬質レジンジャケット冠の歯冠形成および窩洞形成については、支台築造を算定して差し支えないとなっているが、この場合に限り窩洞形成に際しての支台築造が可能と考えるのか。

答 貴見のとおり。

歯冠修復および欠損補綴：金属歯冠修復

問 40 金属歯冠修復の「複雑なもの」が「隣接歯との接触面を含む窩洞に行うインレーをいう」となったが、例えば最後方臼歯の遠心面など、隣接歯がない場合の近心面または遠心面にかかる窩洞はどのような取扱いになるのか。

答 隣接歯がない場合であって、接触面に相当する部位（近心面または遠心面の最大膨隆部）を含む場合においては、「複雑なもの」として差し支えない。

歯冠修復および欠損補綴：有床義歯内面適合法

問 42 平成 28 年 3 月に新たに製作した有床義歯に対して 6 月以内に有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の 50/100 に相当する点数の算定となるのか。

答 平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する有床義歯内面適合法については、平成 28 年 3 月 31 日以前に製作したものについても 50/100 で算定する。

一部訂正通知（抜粋）

画像診断

同一部位であっても前回撮影時と異なる疾患に対する診断を目的に撮影した場合においては、各区分の所定点数により算定する。

↓

同一部位であっても一連の症状確認ではなく、前回撮影時の画像では診断困難など異なる疾患に対する診断を目的に撮影した場合においては、各区分の所定点数により算定する。

リテーナー

リテーナーの装着に用いた仮着セメント料は、歯冠形成を算定後リテーナー装着に係る算定と同時点のものに限る。

↓

リテーナーの装着に用いた仮着セメント料は、歯冠形成を算定後リテーナー装着に係る算定と同時点のものに限る。

在宅療養支援歯科診療所の施設基準

（9）年に 1 回、歯科訪問診療の患者数等を別添 2 の様式 18 の 2 を用いて、地方厚生（支）局長に報告していること。